

主眼事項及び着眼点（指定児童デイサービス）

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第 1 基本方針</p>	<p>(1) 指定児童デイサービス事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(個別支援計画)を作成し、これに基づき利用者に対して指定児童デイサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定児童デイサービスを提供しているか。</p> <p>(2) 指定児童デイサービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定児童デイサービスの提供に努めているか。</p> <p>(3) 指定児童デイサービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>(4) 指定児童デイサービスの事業は、障害児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適應することが出来るよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとなっているか。</p>	<p>法第 43 条</p> <p>平 18 厚令 171 第 3 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 3 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 3 条第 3 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 96 条</p>
<p>第 2 人員に関する基準</p> <p>1 従業者の員数</p>	<p>(1) 指定児童デイサービス事業所ごとに置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>指導員又は保育士</p> <p>指導員又は保育士の総数は、指定児童デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該児童デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数となっているか。</p> <p>イ 障害児の数が 10 までは、2 以上</p> <p>ロ 障害児の数が 10 を超えるときは、2 に、障害児の数が 10 を超えて 5 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上</p> <p>サービス管理責任者</p> <p>指定児童デイサービス事業所ごとに、1 以上</p>	<p>法第 43 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 97 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 97 条第 1 項第 1 号</p> <p>平 18 厚令 171 第 97 条第 1 項第 2 号</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
2 管理者	<p>(2)(1)の指定児童デイサービスの単位は、指定児童デイサービスであって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものとなっているか。</p> <p>(3)(1)の指導員又は保育士のうち、1人以上は、常勤となっているか。</p> <p>(4)(1)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤となっているか。</p> <p>指定児童デイサービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。(ただし、指定児童デイサービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定児童デイサービス事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。)</p> <p>(経過措置) 平成21年9月30日までの間、平成18年厚生労働省令第171号(指定障害福祉サービス基準)の施行の日(施行日)において現に存する指定児童デイサービス事業所(旧指定児童デイサービス事業所)に置くべき従業者及びその員数については、第2の1の規定にかかわらず、当分の間、指定障害福祉サービス基準による改正前の平成18年厚生労働省令第58号(旧指定基準)第56条に定める基準によること出来る。</p>	<p>平18厚令171第97条第2項</p> <p>平18厚令171第97条第3項</p> <p>平18厚令171第97条第4項</p> <p>平18厚令171第98条 準用(第6条)</p> <p>平18厚令171附則第5条第1項</p>
第3 設備に関する基準 設備及び備品等	<p>(1)指定児童デイサービス事業所は、指導訓練室を有するほか、指定児童デイサービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。</p> <p>(2)(1)に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えているか。</p> <p>(3)(1)に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定児童デイサービスの事業の用に供するものとなっているか。 (ただし、障害児に対する指定児童デイサービスの提供に支障がない場合は、この限りではない。)</p>	<p>法第43条 第2項</p> <p>平18厚令171第99条第1項</p> <p>平18厚令171第99条第2項</p> <p>平18厚令171第99条第3項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>2 契約支給量の報告等</p> <p>3 提供拒否の禁止</p> <p>4 連絡調整に対する協力</p> <p>5 サービス提供困難時の対応</p>	<p>(1) 指定児童デイサービス事業者は、支給決定保護者が指定児童デイサービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童デイサービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定児童デイサービス事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p> <p>(1) 指定児童デイサービス事業者は、指定児童デイサービスを提供するときは、当該指定児童デイサービスの内容、契約支給量、その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定保護者の受給者証に記載しているか。</p> <p>(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定保護者の支給量を超えていないか。</p> <p>(3) 指定児童デイサービス事業者は、指定児童デイサービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。</p> <p>(4) 指定児童デイサービス事業者は、受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。</p> <p>指定児童デイサービス事業者は、正当な理由がなく指定児童デイサービスの提供を拒んでいないか。</p> <p>指定児童デイサービス事業者は、指定児童デイサービスの利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。</p> <p>指定児童デイサービス事業者は、指定児童デイサービス事業所の通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定児童デイサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定児童デイサービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>法第43条第2項 平18厚令171第107条準用（第9条第1項）</p> <p>平18厚令171第107条準用（第9条第2項）</p> <p>平18厚令171第107条準用（第10条第1項）</p> <p>平18厚令171第107条準用（第10条第2項）</p> <p>平18厚令171第107条準用（第10条第3項）</p> <p>平18厚令171第107条準用（第10条第4項）</p> <p>平18厚令171第107条準用（第11条）</p> <p>平18厚令171第107条準用（第12条）</p> <p>平18厚令171第107条準用（第13条）</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
6 受給資格の確認	指定児童デイサービス事業者は、指定児童デイサービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等確かめているか。	平 18 厚令 171 第 107 条準用（第 14 条）
7 介護給付費の支給の申請に係る援助	<p>(1) 指定児童デイサービス事業者は、児童デイサービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定児童デイサービス事業者は、児童デイサービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 107 条準用（第 15 条第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 107 条準用（第 15 条第 2 項）</p>
8 心身の状況等の把握	指定児童デイサービス事業者は、指定児童デイサービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	平 18 厚令 171 第 107 条準用（第 16 条）
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	<p>(1) 指定児童デイサービス事業者は、指定児童デイサービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定児童デイサービス事業者は、指定児童デイサービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 107 条準用（第 17 条第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 107 条準用（第 17 条第 2 項）</p>
10 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定児童デイサービス事業者は、指定児童デイサービスを提供した際は、当該指定児童デイサービスの提供日、内容その他必要な事項を、指定児童デイサービスの提供の都度記録しているか。</p> <p>(2) 指定児童デイサービス事業者は、(1) の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定児童デイサービスを提供したことについて確認を受けているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 107 条準用（第 19 条第 1 項）</p> <p>平 18 厚令 171 第 107 条準用（第 19 条第 2 項）</p>
11 利用定員	指定児童デイサービス事業所は、その利用定員は 10 人以上となっているか。	平 18 厚令 171 第 100 条

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
12 指定児童デイサービス事業者が支給決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定児童デイサービス事業者が指定児童デイサービスを提供する支給決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定保護者に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)</p>	<p>平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 20 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 20 条第 2 項)</p>
13 利用者負担額等の受領	<p>(1) 指定児童デイサービス事業者は、指定児童デイサービスを提供した際は、支給決定保護者から当該指定児童デイサービスに係る利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定児童デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定児童デイサービスを提供した際は、支給決定保護者から当該指定児童デイサービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(3) 指定児童デイサービス事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定児童デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定保護者に負担させることが適当と認められるものの支払を当該支給決定保護者から受けているか</p> <p>(4) 指定児童デイサービス事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定保護者に対し交付しているか。</p> <p>(5) 指定児童デイサービス事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定保護者の同意を得ているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 101 条 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 101 条 第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 101 条 第 3 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 101 条 第 4 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 101 条 第 5 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
14 利用者負担額に係る管理	<p>指定児童デイサービス事業者は、支給決定保護者の依頼を受けて、当該支給決定保護者が同一の月に当該指定児童デイサービス事業者が提供する指定児童デイサービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定児童デイサービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定児童デイサービス及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定児童デイサービス事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定保護者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	平 18 厚 令 171 第 107 条 準 用 （ 第 22 条 ）
15 介護給付費の額に係る通知等	<p>（ 1 ） 指定児童デイサービス事業者は、法定代理受領により市町村から指定児童デイサービスに係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定保護者に対し、当該支給決定保護者に係る介護給付費の額を通知しているか。</p> <p>（ 2 ） 指定児童デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定児童デイサービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定児童デイサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定保護者に対して交付しているか。</p>	<p>平 18 厚 令 171 第 107 条 準 用 （ 第 23 条 第 1 項 ）</p> <p>平 18 厚 令 171 第 107 条 準 用 （ 第 23 条 第 2 項 ）</p>
16 指定児童デイサービスの基本取扱方針	<p>（ 1 ） 指定児童デイサービスは、障害児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適應することが出来るよう、適切に提供されているか。</p> <p>（ 2 ） 指定児童デイサービス事業者は、その提供する指定児童デイサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>平 18 厚 令 171 第 102 条 第 1 項</p> <p>平 18 厚 令 171 第 102 条 第 2 項</p>
17 指定児童デイサービスの具体的取扱方針	<p>指定児童デイサービス事業所の従業者が提供する指定児童デイサービスの方針は次に掲げるところとなっているか。</p> <p>指定児童デイサービスの提供に当たっては、児童デイサービス計画に基づき、障害児の日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適應訓練を、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切に行っているか。</p>	<p>平 18 厚 令 171 第 103 条</p> <p>平 18 厚 令 171 第 103 条 第 1 号</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>指定児童デイサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、障害児又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>指定児童デイサービスの提供に当たっては、指導技術の進歩に対応し、適切な指導技術をもってサービスの提供を行っているか。</p> <p>常に障害児の心身の状況を的確に把握するとともに、必要に応じ、当該障害児の心身の特性に応じた指定児童デイサービスの提供ができる体制を整えているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 103 条 第 2 号</p> <p>平 18 厚令 171 第 103 条 第 3 号</p> <p>平 18 厚令 171 第 103 条 第 4 号</p>
18 緊急時等の対応	<p>従業者は、現に指定児童デイサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 107 条 準用 (第 28 条)</p>
19 支給決定保護者に関する市町村への通知	<p>指定児童デイサービス事業者は、指定児童デイサービスを受けている支給決定保護者が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 107 条 準用 (第 29 条)</p>
20 運営規程	<p>指定児童デイサービス事業者は、指定児童デイサービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。</p> <p>事業の目的及び運営の方針 従業者の職種、員数及び職務の内容 営業日及び営業時間 利用定員 指定児童デイサービスの内容並びに支給決定保護者から受領する費用及びその額 通常の事業の実施地域 サービス利用に当たっての留意事項 緊急時等における対応方法 非常災害対策 虐待の防止のための措置に関する事項 その他運営に関する重要事項</p>	<p>平 18 厚令 171 第 104 条</p>
21 非常災害対策	<p>指定児童デイサービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に関係者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 105 条</p>
22 衛生管理等	<p>(1) 指定児童デイサービス事業者は、障害児の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 106 条 第 1 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
23 掲示	<p>(2) 指定児童デイサービス事業者は、指定児童デイサービス事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>指定児童デイサービス事業者は、指定児童デイサービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 106 条 第 2 項</p> <p>平 18 厚令 171 第 107 条 準用 (第 35 条)</p>
24 秘密保持等	<p>(1) 指定児童デイサービス事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定児童デイサービス事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定児童デイサービス事業者は、他の指定児童デイサービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 107 条 準用 (第 36 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 107 条 準用 (第 36 条 第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 107 条 準用 (第 36 条 第 3 項)</p>
25 情報の提供等	<p>(1) 指定児童デイサービス事業者は、指定児童デイサービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定児童デイサービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定児童デイサービス事業者は、当該指定児童デイサービス事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 107 条 準用 (第 37 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 107 条 準用 (第 37 条 第 2 項)</p>
26 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定児童デイサービス事業者は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定児童デイサービス事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定児童デイサービス事業者は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 107 条 準用 (第 38 条 第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 107 条 準用 (第 38 条 第 2 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
27 苦情解決	<p>(1) 指定児童デイサービス事業者は、その提供した指定児童デイサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定児童デイサービス事業者は、(1) の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定児童デイサービス事業者は、その提供した指定児童デイサービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童デイサービス事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定児童デイサービス事業者は、その提供した指定児童デイサービスに関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定児童デイサービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(5) 指定児童デイサービス事業者は、その提供した指定児童デイサービスに関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童デイサービス事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6) 指定児童デイサービス事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3) から (5) までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 39 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 39 条第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 39 条第 3 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 39 条第 4 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 39 条第 5 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 39 条第 6 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
28 事故発生時の対応	<p>(7) 指定児童デイサービス事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しているか。</p> <p>(1) 指定児童デイサービス事業者は、利用者に対する指定児童デイサービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定児童デイサービス事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>(3) 指定児童デイサービス事業者は、利用者に対する指定児童デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 39 条第 7 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 40 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 40 条第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 40 条第 3 項)</p>
29 会計の区分	<p>指定児童デイサービス事業者は、指定児童デイサービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童デイサービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 41 条)</p>
30 記録の整備	<p>(1) 指定児童デイサービス事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。</p> <p>(2) 指定児童デイサービス事業者は、利用者に対する指定児童デイサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該指定児童デイサービスを提供した日から 5 年間保存しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 42 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 42 条第 2 項)</p>
31 児童デイサービス計画の作成等	<p>(1) 指定児童デイサービス事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定児童デイサービスに係る個別支援計画(児童デイサービス計画)の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>(2) サービス管理責任者は、児童デイサービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(アセスメント)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</p> <p>(3) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行なっているか。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 58 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 58 条第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 58 条第 3 項)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
32 サービス管理責任者の責務	<p>(4) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童デイサービスの目標及びその達成時期、指定児童デイサービスを提供する上での留意事項等を記載した児童デイサービス計画の原案を作成しているか。</p> <p>この場合において、当該指定児童デイサービス事業所が提供する指定児童デイサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて児童デイサービス計画の原案に位置付けるよう努めているか。</p>	平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 58 条第 4 項)
	<p>(5) サービス管理責任者は、児童デイサービス計画の作成に係る会議を開催し、児童デイサービス計画の原案の内容について意見を求めているか。</p>	平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 58 条第 5 項)
	<p>(6) サービス管理責任者は、児童デイサービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。</p>	平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 58 条第 6 項)
	<p>(7) サービス管理責任者は、児童デイサービス計画を作成した際には、当該児童デイサービス計画を利用者に交付しているか。</p>	平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 58 条第 7 項)
	<p>(8) サービス管理責任者は、児童デイサービス計画の作成後、児童デイサービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)(モニタリング)を行うとともに、少なくとも 6 月に 1 回以上、児童デイサービス計画の見直しを行い、必要に応じて児童デイサービス計画の変更を行っているか。</p>	平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 58 条第 8 項)
	<p>(9) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。</p> <p>定期的に利用者に面接すること。 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p>	平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 58 条第 9 項)
	<p>(10) 児童デイサービス計画に変更のあった場合、(2) から (7) に準じて取り扱っているか。</p>	平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 58 条第 10 項)
	<p>サービス管理責任者は、児童デイサービス計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。</p>	平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 59 条)

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
33 管理者の責務	<p>利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定児童デイサービス事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。</p> <p>利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができるかと認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。</p> <p>他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。</p> <p>(1) 指定児童デイサービス事業所の管理者は、当該指定児童デイサービス事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定児童デイサービス事業所の管理者は、当該指定児童デイサービス事業所の従業者に指定障害福祉サービス基準の第5章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 66 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 66 条第 2 項)</p>
34 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定児童デイサービス事業者は、利用者に対し、適切な指定児童デイサービスを提供できるよう、指定児童デイサービス事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定児童デイサービス事業者は、指定児童デイサービス事業所ごとに、当該指定児童デイサービス事業所の従業者によって指定児童デイサービスを提供しているか。 (ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。)</p> <p>(3) 指定児童デイサービス事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 68 条第 1 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 68 条第 2 項)</p> <p>平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 68 条第 3 項)</p>
35 定員の遵守	<p>指定児童デイサービス事業者は、利用定員を超えて指定児童デイサービスの提供を行っていないか。 (ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。)</p> <p>(経過措置)</p> <p>(1) 旧指定児童デイサービス事業所については、当分の間第4の11の規定は適用しない。</p>	<p>平 18 厚令 171 第 107 条準用 (第 69 条)</p> <p>平 18 厚令 171 附則第 5 条第 2 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
第 5 変更の届出等	<p>(2) 旧指定児童デイサービス事業所については、第 4 の 3 1 , 3 2 及び 3 3 の規定にかかわらず、当分の間、旧指定基準第 62 条及び第 63 条に定める基準によることができる。</p> <p>指定児童デイサービス事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者自立支援法施行規則第 34 条の 23 にいう事項に変更があったとき、又は当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、10 日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p>	<p>平 18 厚令 171 附則第 5 条第 3 項</p> <p>法第 46 条第 1 項 施行規則第 34 条の 23</p>
第 6 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い 1 基本事項	<p>(1) 指定児童デイサービスに要する費用の額は、平成 18 年厚生労働省告示第 523 号の別表「介護給付費等単位数表」の第 6 により算定する単位数に平成 18 年厚生労働省告示第 539 号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>(2) (1) の規定により、指定児童デイサービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p>	<p>法第 29 条第 3 項</p> <p>平 18 厚告 523 の一 平 18 厚告 539</p> <p>平 18 厚告 523 の二</p>
2 児童デイサービス費	<p>(1) 児童デイサービス費()については、次の から までのいずれかに該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定児童デイサービスの単位において、指定児童デイサービスの提供を行った場合に、1 日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>小学校就学前の利用者(未就学児)の数が利用者の数の 100 分の 70 以上である指定児童デイサービス事業所であって、第 2 の(経過措置)の規定によるもの(経過的指定児童デイサービス事業所)以外の事業所における指定児童デイサービスの単位</p> <p>未就学児の数が利用者の数の 100 分の 70 未満である指定児童デイサービス事業所であって、経過的指定児童デイサービス事業所以外の事業所のうち、未就学児の数が利用者の数の 100 分の 70 以上のある指定児童デイサービスの単位</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 6 の 1 の注 1</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 6 の 1 の注 1 の(1)</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 6 の 1 の注 1 の(2)</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
3 家庭連携加算	<p>経過指定児童デイサービス事業所の指定児童デイサービスの単位のうち、未就学児の数が利用者の数の100分の70以上であって、第4の31、32及び33に規定する基準を満たすもの</p>	平18厚告523別表第6の1の注1の(3)
	<p>(2) 児童デイサービス費()については、(1)に該当する指定児童デイサービスの単位以外の指定児童デイサービスの単位において、指定児童デイサービスの提供を行った場合に、それぞれ1日につき所定単位数を算定しているか。</p>	平18厚告523別表第6の1の注2
	<p>(3) 児童デイサービス費()及び児童デイサービス費()に掲げる児童デイサービス費の算定に当たって、児童デイサービス()(みなし基準該当児童デイサービス事業所に係るものを除く)にあつては、次の又はのいずれかに該当する場合に、児童デイサービス()にあつては に該当する場合に、それぞれ 又は に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>利用者の数又は従業者の員数が平成18年厚生労働省告示第550号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合」の三のイ又は口の表の上欄に定める基準に該当する場合 同表の下欄に掲げる割合 指定児童デイサービスの提供に当たって、児童デイサービス計画が作成されていない場合 100分の95</p>	平18厚告523別表第6の1の注3 平18厚告550三のイ、口
	<p>(4) 利用者が児童デイサービス以外の障害福祉サービスを受けている間又は児童福祉施設に入所(通所による入所を含む)している間に、児童デイサービス費を算定していないか。</p>	平18厚告523別表第6の1の注4
	<p>指定児童デイサービス事業所において、第2の1又は第2の(経過措置)の規定により指定児童デイサービス事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者(児童デイサービス事業所従業者)が、児童デイサービス計画又は第4の(経過措置)の(2)の規定により作成すべきものとされる児童デイサービスの計画(指定児童デイサービス計画等)に基づき、あらかじめ障害児の保護者の同意を得て、当該障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、児童デイサービス計画等に位置付けられた内容の指定児童デイサービス等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。</p>	平18厚告523別表第6の2の注

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
4 訪問支援特別加算	<p>指定児童デイサービス事業所等において継続して指定児童デイサービスを利用する障害児について、連続した5日間、当該指定児童デイサービスの利用がなかった場合において、児童デイサービス事業所従業者が、児童デイサービス計画等に基づき、あらかじめ当該障害児の保護者の同意を得て、当該障害児の居宅を訪問して当該指定児童デイサービス事業所等における指定児童デイサービスの利用に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、児童デイサービス計画等に位置付けられた内容の指定児童デイサービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平18厚告523別表第6の3の注</p>
5 送迎加算	<p>利用者に対して、その居宅と指定児童デイサービス事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚告523別表第6の4の注</p>
6 利用者負担上限額管理加算	<p>指定児童デイサービス事業者が、第4の14に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚告523別表第6の5の注</p>